

答申第76号
平成21年11月27日

兵庫県教育委員会 様

情報公開審査会
会長 錦織 成史

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成19年10月16日付け諮問第5号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成19年6月支給の勤勉手当の加算・減算適用者に係る公文書

答 申

第1 審査会の結論

平成19年6月支給の勤勉手当の加算・減算適用者に係る公文書を部分公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、第1記載の公文書（以下「本件公文書」という。）の公開請求に対して、兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年8月6日付けで行った非公開決定を取消し、「特定の個人を識別することができるもの」を除き部分公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 公務員の処遇について、県民は知るべき立場にあり、行政機関は、県民に説明すべき立場にある。本件公文書について、実施機関は、非公開を前提にして自らの不明朗な認定基準を隠蔽するために、ご都合主義的に理由付けをしているに過ぎず、情報公開制度の趣旨を全く理解していない。
- (2) 個人情報の保護については尊重すべきであるが、公務員の個人情報の保護を理由に全面非公開は妥当性を欠くものであり、「特定の個人を識別することができない」範囲での部分公開は、情報公開条例の趣旨から当然実施すべきである。
- (3) 本件公文書で「特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報は「所属コード」「学校名」「職員コード」「氏名」及び「所属・職・氏名」であるので、これらの情報は非公開とし、これら以外の情報については、実

施機関の懲戒処分の公表基準に準じて公開すべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

(1) 実施機関では、勤勉手当の支給にあたって、教職員の士気高揚策として勤務成績が優秀な教職員に対する成績率加算適用及び懲戒処分等を受けた者や勤務成績が良好でない教職員に対する成績率減算適用を実施しているところである。

(2) 本件公文書は、平成19年6月支給の勤勉手当の成績率加算・減算適用者に係る次に掲げる公文書である。

ア 教育事務所から提出のあった公文書（市町立学校教職員を対象とし、校種ごとに作成）

- (ア) 第1文書 成績率加算(20%)適用者名簿
- (イ) 第2文書 成績率加算(10%)適用者名簿（管理職）
- (ウ) 第3文書 成績率加算(10%)適用者名簿（管理職以外）
- (エ) 第4文書 成績率減算適用者名簿
- (オ) 第5文書 勤務状況に関する内申書

イ 県立学校から提出のあった公文書（県立学校教職員を対象とし、学校ごとに作成）

- (ア) 第6文書 成績率加算(20%)適用者名簿
- (イ) 第7文書 成績率加算(10%)適用者名簿
- (ウ) 第8文書 成績率減算適用者名簿
- (エ) 第9文書 勤務状況に関する内申書

2 実施機関は、平成19年8月6日付けの決定において全部非公開としていたと

ころ、平成 21 年 9 月 30 日付けで、次のとおり部分公開決定を行った。

- (1) 第 1 文書、第 5 文書及び第 6 文書については、該当者不存在により作成していないため、公文書不存在を理由として非公開とする。
- (2) 第 2 文書については、「所属コード」「学校名」「職員コード」「氏名」「当該職在職年月数」及び「備考」（情報が記録されている部分）を除き公開する。
- (3) 第 3 文書については、「所属コード」「学校名」「職員コード」及び「氏名」を除き公開する。
- (4) 第 4 文書及び第 8 文書については、「所属」及び「氏名」を除き公開する。
- (5) 第 7 文書については、「学校名」「氏名」「学校長名」及び「学校長の印影」を除き公開する。
- (6) 第 9 文書については、「所属」「氏名」及び「勤務状況」を除き公開する。

3 条例第 6 条第 1 号の該当性

- (1) 条例第 6 条第 1 号は、公文書公開制度において個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守るために定められたものであり、個人のプライバシーは、個人の尊厳に直接かかわる権利であること、いったん侵害されると事後的に回復が不可能であること等から、個人のプライバシーに関する情報については非公開とする趣旨である。
- (2) 本件公文書には、特定の教職員の勤勉手当を算出するにあたっての加減算に関する情報、すなわち個人の勤務評価や収入に関する情報が記載されており、これらは通常他人に知られたくない情報であると認められる。
- (3) 「所属コード」「所属」「学校名」「学校長名」「学校長の印影」「職員コード」「氏名」「当該職在職年月数」及び「備考」を公開すれば、県立図書館等に配架されている兵庫県教育関係職員録等の名簿と上記の情報を照合することにより容易に個人を特定することができ、特定の教職員の勤勉手当を算出するにあたっての加減算に関する情報が判明することになる。

よって、これらの情報は「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」（条例第6条第1号前段）に該当する。

- (4) 「勤務状況」には、勤勉手当の減算を基礎付けるもの、すなわち勤務成績が良好でないことを示す事実及び評価が記録されており、これらの情報は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第1号後段）に該当する。

第4 審査会の判断

1 条例第6条第1号の該当性

実施機関は、本件公文書が条例第6条第1号に該当するとして非公開として
いることから、以下検討する。

- (1) 実施機関が非公開とした情報のうち、「所属コード」「所属」「学校名」「職員コード」及び「氏名」については、異議申立人においても非公開もやむをえないとしているところである。

「職員コード」及び「氏名」は特定の個人を識別できる情報であり、また、「所属コード」「所属」又は「学校名」を公開すれば、「職名」及び「年齢」を公開していることから、これらの情報と照合すれば容易に特定の個人を識別できる。

- (2) 「学校長名」を公開すれば「学校名」が容易に特定でき、「学校長の印影」には「学校名」が刻印されている。

よって、「学校長名」又は「学校長の印影」を公開すれば「学校名」を特定でき、「職名」及び「年齢」を公開していることから、これらの情報と照合すれば容易に特定の個人を識別できる。

- (3) 「当該職在職年月数」は、第2文書にのみ記録されている情報であり、第2文書の対象である教職員は市町立学校の校長及び教頭のみである。

校長又は教頭の職での在職期間である「当該職在職年月数」を公開すれば、異動・昇任に係る校長及び教頭の学校名・氏名は新聞に掲載されていること、第2文書が教育事務所及び校種ごとに作成されていること並びに「職名」及び「年齢」を公開していることから、これらの情報と照合すれば容易に特定の個人を識別できる。

- (4) 「備考」は、第2文書にのみ記録されている情報であり、「備考」欄の一部に特定団体の役員である旨の記録がされている。

当該団体は、一般にも知られた団体であり、特定団体の役員である旨の情報を公開すれば容易に特定の個人を識別できる。

- (5) 「勤務状況」は第9文書にのみ記載されている情報であり、当該文書は、勤勉手当の成績率減算適用者のうち、勤務状況に著しく問題がある教職員について作成する文書である。

「勤務状況」欄には、勤勉手当の成績率減算適用の理由を具体的に記録する必要があるために、取扱いに配慮を要し高度に保護すべき個人情報が記録されている。

また、「勤務状況」欄に記録された情報のうち、高度に保護すべき個人情報のみを区分して非公開とすることも考えられるが、そうすると当該教職員に勤勉手当の成績率を減算適用する理由が逆にわかりにくくなるので、部分公開にはなじまないものとする。

- (6) したがって、(1)から(4)までの情報を公開すれば、勤勉手当の成績率加算・減算適用という特定の教職員の勤務評価が明らかになり、これらは通常他人に知られたくないと認められるものであるから、条例第6条第1号前段の非公開事由に該当する。

また、第9文書においては「所属」及び「氏名」を非公開としているので特定の個人を識別することはできないが、「勤務状況」欄には取扱いに配慮を要し高度に保護すべき個人情報が記録されており、当該情報を公にするこ

とにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号後段の非公開事由に該当する。

2 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
19. 10. 17	・ 諮問書の受領
19. 11. 29	・ 諮問庁の意見書の受領
20. 1. 4	・ 異議申立人の意見書の受領
20. 12. 12 (第202回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
21. 1. 27 (第203回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
21. 9. 25 (第210回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
21. 11. 27 (第211回審査会)	・ 審議 ・ 答申